

## 東京都卸売酒販組合同規約

### (総 則)

第1条 組合の事業の執行、会計の処理その他組合の運営に関し必要な事項は、定款で定めるものを除く外この規約の定めるところによる。

### (加入申込書)

第2条 組合に加入しようとする者は、別紙様式第1により加入申込書を組合に提出しなければならない。

### (組合員の資格証明)

第3条 加入申込書に添付する組合員たる資格を有することを証する書面は、酒類販売業免許通知書（酒類販売業免許の条件緩和・解除通知書を含む）の写し及び直近1年間の酒類の購入及び販売の数量等報告書の写し又はこれらに準ずる書類とする。

### (加入申込の諾否の通知)

第4条 第2条の規定による加入申込書を、組合に提出したも者に対する諾否の通知は、別紙様式第2による通知書をもってしなければならない。

### (相続による加入申出書)

第5条 死亡した組合員の相続人が相続開始のときに遡って組合員になろうとするときは、別紙様式第3による加入申出書を組合に提出しなければならない。

### (任意脱退の予告届)

第6条 組合を脱退しようとする組合員は、別紙様式第7による脱退予告届を組合に提出して脱退の予告をしなければならない。

(除名の予告)

第7条 組合員を総会の議決によって除名しようとする場合には、その組合員に対し、別紙様式第5により、予告の通知をしなければならない。

(除名の通知)

第8条 組合員を除名したときは、その組合員に対し、別紙様式第6により、その旨を通知しなければならない。

(異動の届出)

第9条 加入申込書又は加入申込書に掲げる事項に異動があったとき、若しくは卸売業の休止または再開をしたときは、別紙様式第8の届出書を、組合に提出しなければならない。

(役員を選任)

第10条 理事及び監事は、理事会において選任した選考委員の推せんした候補者につき、総会で選任する。

(検査員)

第11条 組合の協定に基いて、検査員を置く場合は、理事会の議決を経て、理事長がこれを委嘱することができる。

(検査員の証票)

第12条 組合において発行する検査員の証票の様式は、別紙様式第9によるものとする。

(過怠金)

第13条 協定に違反した組合員に課する過怠金の額は、協定で定めた額の範囲内で、理事会において議決し、その組合員に納入の通知をするものとする。

(2) 前項の規定による納入の通知を受けた組合員は、その通知を受けた日から30日以内に、組合に過怠金を納入しなければならない。

(総会の議長の職務代行)

第14条 総会ごとに議長が選任されるまでは、専務理事が議長の職務を行う。

(代理権の行使を証する書面)

第15条 総会の議決権を代理人を持って行使せんとする組合員は、別紙様式第10による委任状を、組合に提出しなければならない。

(利害関係人の議決権)

第16条 総会の議決につき、特別の利害関係を有する者は、議決権を行使することはできない。

(2) 総会の議決については、前項の規定により行使することが出来ない議決権の数は、出席した組合員の議決権の数にこれを算入しない。

(延期又は続行の決議)

第17条 総会においては、延期又は続行の決議をなすことができる。この場合においては、総会招集の手続を要しない。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

(2) 議事録には、議事の経過及びその結果を記載し、議長並びに出席した理事及び監事がこれに署名しなければならない。

(交付金)

第19条 組合の事務費の支弁に充てるため、国から交付された交付金は、原則としてこれを特別会計とする。

(経費の賦課)

第20条 組合員に対する賦課金の賦課金額及び賦課方法は、理事会の議決により定める。

(2) 賦課金の徴収期間は、1年を3期に分けて、4月から7月までを第1期、8月から11月までを第2期、12月から翌年3月までを第3期とする。

(3) 賦課金の徴収期間は、第1期を5月、第2期を9月、第3期を翌年1月の各月末限りとする。

(財産均等割ならびに加入手数料)

第21条 組合に加入しようとする者から徴収する財産均等割ならびに手数料の金額は、次のとおりとし、組合加入と同時にそれぞれ徴収する。

(2) 財産均等割は、前期事業年度の財産を組合員数で除した金額（1,000円未満は切上げる）。（平成24年5月23日改正附則追加）

(3) 加入手数料は金10万円。（平成24年5月23日改正）

(給 与)

第22条 組合の役員報酬は、総会の議決をもって決める。但し、専務理事以外の役員は、報酬を支給しない。

(2) 職員の給料は、理事会の承認を経て理事長が定める。

(3) 諸手当、旅費又は日当の支給に関する必要な事項は、理事会の承認を得た給与規定で定める。

附 則

1 組合の設立当初の賦課金の賦課金額、賦課方法、徴収時期は、第20条の規定にかかわらず、創立総会において定める。

- 2 最初の通常総会において、役員を選任する場合に、第10条の規定により、選考委員において推せんしようとする候補者は、理事及び監事の半数を、それぞれ2年及び1年の任期に分けて推せんする。

附 則（昭和32年9月25日改正）

この規約は、昭和32年11月1日から施行する。

附 則（昭和42年9月25日改正）

この規約は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則（昭和46年9月27日改正）

この規約は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年2月24日改正）

この規約は、昭和53年3月1日から施行する。

附 則（昭和60年5月28日改正）

この規約は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則（平成11年2月18日改正）

この規約は、平成11年3月1日から施行する。

但し、平成11年1月1日から平成11年3月31日までの事業年度における賦課金の賦課金額等については、第20条の規定にかかわらず平成11年2月18日の通常総会において定める。

附 則（平成12年5月25日改正）

この規約は、平成12年5月25日から施行し、平成12年3月1日から適用する。

附 則（平成24年5月23日改正）

この規約は、平成24年9月1日から施行する。

但し、第21条第2項に規定する財産均等割は、前記施行日以降、当分の間、これを適用しないこととする。